

# デンマーク特許商標庁

## (指定官庁又は選択官庁)

### 目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料	.....	附属書 DK. I
国内処理請求書	.....	附属書 DK. II
委 任 状	.....	附属書 DK. III
譲渡証書	.....	附属書 DK. IV

略語のリスト

国内官庁：	デンマーク特許商標庁
DPL：	特許法（デンマーク）
DPO：	特許規則（デンマーク）
DUL：	実用新案法（デンマーク）
DUO：	実用新案規則（デンマーク）

指定（又は選択）官庁  
DK

デンマーク特許商標庁

概要  
DK

## 国内段階に入るための要件の概要

国内段階に入るための期間	PCT第22条(3)に基づく期間：優先日から31箇月 PCT第39条(1)(b)に基づく期間：優先日から31箇月
国内官庁は権利回復を認めるか（PCT規則49.6）？	国内官庁は「相当な注意」の基準に基づき権利回復を認める
権利回復手数料	DKK 3,000
要求される国際出願の翻訳文の言語 <sup>1</sup>	デンマーク語又は英語
要求される翻訳文 <sup>1</sup>	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、補正されたもののみ）・図面の中の説明・要約 PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約（それらのいずれかが補正された場合には、国際予備審査報告の附属書により補正されたもののみ）
特別な状況において国際出願の写しが要求されるか？	出願人が様式PCT/IB/308を受領しておらず、国内官庁がPCT第20条に基づく国際出願の写しを国際事務局から受領していない場合のみ送付すべきである。これは出願人がPCT第23条(2)に基づく国内段階手続の早期開始を明示的に請求する場合が考えられる。
国内官庁は国内法に基づきカラー図面を認めるか？	図面及び写真は、カラー及び白黒の両方による提出が認められる。出願は白黒で公開されるので、カラー図面の詳細は公開時に消失する。
国内手数料	通貨：デンマーク・クローネ（DKK） 出願手数料 <sup>2</sup> 基本手数料…………… DKK 3,000 10個を超える各請求の範囲についての手数料… DKK 300 翻訳文又は写しの遅延提出のための追加手数料 <sup>1</sup> … DKK 1,100 最初の3年分の年金 <sup>3</sup> …………… DKK 1,500
国内手数料の免除、減額又は払戻し	なし

[次頁に続く]

- 1 出願手数料がPCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に支払われた場合、翻訳文はその期間の満了から2箇月以内に提出できる。ただし、翻訳文の遅延提出のための追加手数料も併せて2箇月以内に支払われていることを条件とする。
- 2 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に支払わなければならない。
- 3 これらの手数料は、国際出願日の2年目（24箇月）の応当日を含む月の末日までに支払う。PCT第39条(1)が適用される場合において、上記24箇月の期間がすでに経過している場合、これらの手数料は国内段階に入るための手続を行った後2箇月以内に支払う。

DK	デンマーク特許商標庁 (続き)	DK
国内官庁の特別の要件 (PCT規則51の2) <sup>4</sup>	国際出願の願書に記載されていない場合には、発明者の氏名及び びあて名 <sup>5</sup>	
誰が代理人として行為できるか？	欧州経済領域に居住している自然人又は法人	
国内官庁は受理官庁による優先権回復の 効果を認めるか (PCT規則49の3.1)？	認める	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか (PCT規則49の3.2)？	認める。国内官庁は当該請求に「相当な注意」の基準を適用す る。	

4 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合、国内官庁は通知で定める期間内に要件を満たすよう出願人に求める。

5 対応する申立てがPCT規則4.17に基づき行われていれば、この要件を満たすことができる。

## 国内段階の手続

### DK. 01 国内段階へ移行するための様式

国内官庁は、国内段階へ移行するための特別の様式を用意している（附属書DK. II 参照；この様式の編集可能バージョンは <https://pvs-efiling.dkpto.dk/en> から入手することもできる）。この様式を使用することが望ましい（義務ではない）。

DPO Sec. 6  
97

### DK. 02 手続言語

国際出願の明細書、請求の範囲、図面の中の説明及び要約は英語又はデンマーク語で作成しなければならない。請求の範囲は特許付与前にデンマーク語に翻訳しなければならない。

DPL Sec. 31(2)  
98(3)

### DK. 03 翻訳文（遅延提出）

出願人は、国際出願の翻訳文をPCT第22条又は第39条(1)の規定に基づき適用される期間内に提出しない場合であっても、概要に示された国内手数料を期間内に支払えば、更に2箇月の期間内に翻訳文を提出することができる。ただし、概要に示されている翻訳文の遅延提出のための追加手数料を当該2箇月の期間内に支払う場合に限る。

DPL Sec. 13

### DK. 04 翻訳文（補充）

国際出願の翻訳文の誤りは、出願時の国際出願の本文を基準として補充することができる（国内段階6.002及び6.003項を参照）。

DPO Sec. 84(2)

### DK. 05 翻訳文（発明の単一性を欠いている場合）

発明の単一性を欠くために国際出願の一部が国際調査の対象とならなかった場合には、国際出願のうち国際調査の対象となった部分のみの翻訳文が要求される。ただし、出願人が調査が行われなかった部分を維持するよう希望する場合には、当該部分の翻訳文も提出しなければならない。DK.08も参照されたい。

DPL Sec. 8(4)

### DK. 06 手数料（支払方法）

概要及び本章に表示する手数料の支払方法は附属書DK. I に概説されている。

DPL Sec. 12  
33

### DK. 07 委任状

代理人は別個の委任状の提出又はDK.01の特別の様式（附属書DK. II 参照）により選任することができる。別個の委任状の見本は附属書DK. III に示されている。

PCT Art. 17(3)(b)  
34(3)(c)

### DK. 08 追加のデンマーク調査報告又は審査報告（発明の単一性を欠いている場合）

DPL Sec. 36  
37

国際出願が発明の単一性の要件を満たしておらず、出願人が国際調査機関若しくは予備審査機関に追加の調査又は予備審査手数料を支払わなかったために、国際出願の一部が国際調査又は予備審査の対象とならなかった場合、国内官庁はデンマーク語又は英語に翻訳された出願に関し、この判断が正しいか否かについて決定する。この判断が正ければ、国内官庁は決定の通知の送付後2箇月以内に追加手数料を支払うよう出願人に通知する。手数料の額は附属書DK. I に示されている。出願人が追加手数料を支払わなければ、国際調査又は予備審査の対象とならなかった国際出願の部分は取り下げられたものとみなされる。

DPL Sec. 19

### DK. 09 公告手数料

付与決定の日から2箇月以内に公告手数料を支払わなければならない。公告手数料の額は附属書DK. I に示されている。

DPL Sec.	8(5) 40 41 42	<b>DK. 10 年金</b> 年金は国際出願日に続く各年に対し支払わなければならない。最初の3年間の年金の支払期日は概要を参照されたい。その後の年金は国際出願日の各年の応当日の属する月の末日までに支払わなければならない。国際出願日の各年の応当日の属する月から6箇月目の末日までは、遅延支払のための20%の割増料を伴い支払うことができる。年金の額は附属書DK. I に示されている。
PCT Art.	28 41	<b>DK. 11 出願の補正及びその時期</b> 出願人は出願の主題の範囲を拡張しないことを条件として、国内官庁に対し次の修正をすることができる。
DPL Sec.	13	
DPL Sec.	34	(i) 優先日から24箇月以内、又はPCT第39条(1)が適用される場合には、優先日から35箇月以内：欠陥の補充及び自発補正
DPO Sec.	85(1)	
DPL Sec.	13 19(2)	(ii) 出願を公衆の閲覧に付する旨の決定まで：PCT第5条及び第7条に基づく一般要件を満たす必要があれば、明細書及び図面の補正又は追加。国内官庁が他の方法を認める場合を除き、請求の範囲の補正又は追加は、すべての請求の範囲を番号順に記載した新しい書類を提出して行わなければならない。請求の範囲を追加する場合、出願人は追加の根拠を明示した説明書を同時に提出しなければならない。
PCT Art.	25	<b>DK. 12 PCT第25条の規定に基づく検査</b>
PCT Rule	51	関係手続は国内段階6.018から6.021項に概説されている。PCT第25条の規定に基づく検査に関し、国内官庁が受理官庁若しくは国際事務局の過失を否定する場合には、その決定の日から2箇月以内に審判部に当該決定に対する審判を請求することができる。審判手数料は上記2箇月の期間内に支払わなければならない（手数料の額については附属書DK. I 参照）。
DPL Sec.	24 25 38	
DPO Sec.	86	
PCT Art.	24(2) 48(2)	<b>DK. 13 期間を遵守しなかったことによる遅滞についての許容</b> 国内段階6.022から6.027項を参照。
DPL Sec.	72 73	<b>DK. 14 出願人が通常要求されるすべての注意を払ったにもかかわらず、国内官庁に対する期間を遵守することができず、その不履行が出願人の権利に不利益となる場合には、権利の回復を請求することができる。回復請求は、手続が遂行されなかった原因が解消してから2箇月以内であって、遵守しなかった期間の満了後1年以内に書面で行わなければならない。当該2箇月の期間内に、不履行の行為を完了させ、権利回復手数料（附属書DK. I 参照）を支払わなければならない。請求には根拠となる理由を記載し、依拠する事実を述べなければならない。</b>
DPL Sec.	15(3)	<b>DK. 15 出願人は、国内官庁が特定の手続について定めている期間を遵守しなかった場合、出願に関する手続の回復を請求することができる。手続の回復は、PCT、PCT規則、デンマーク特許法又はデンマーク特許規則に定められている期間を遵守しなかった場合には請求することができない。手続の回復請求は、権利付与の処理を回復する効果を有する。ただし、遵守しなかった期間の満了から4箇月以内であり、請求が書面で行われ、回復手数料（附属書DK. I 参照）が支払われ、不履行の行為が完了している場合に限る。</b>
PCT Art.	4(3) 43 44	<b>DK. 16 実用新案</b> DK.19の規定に従うことを条件として、出願人がデンマークにおいて国際出願に基づき、
PCT Rule	49bis.1 (a), (b) 76.5	(i) 特許に代えて、又は (ii) 特許に追加して、
DUL Sec.	17	実用新案登録の取得を希望する場合、出願人は第22条又は第39条で規定する行為をする時点で、国内官庁にその旨を表示する。
DUO Sec.	1	

- DUL Sec. 38                   DK. 17 国際出願が特許に代えて実用新案を求める場合の要件は特許出願の場合と基本的に同じである。ただし、出願人は公告手数料又は年金を支払う必要がない。実用新案登録には年金の代わりに更新手数料の支払が必要となる。この更新手数料の支払期日及びその額はDK. Iに記載されている。2回の更新手数料支払により保護期間は最初に3年から6年に、2回目に6年から10年に延長される。
- DK. 18 国際出願が実用新案登録及び特許の双方を求める場合、出願人は国内段階移行期間内に次の要件を満たさなければならない。
- (i) 実用新案及び特許の出願手数料を支払う
  - (ii) 国際出願のデンマーク語翻訳文を2部提出する
  - (iii) 委任状を2部提出する（該当する場合）
- DUL Sec. 12                   DK. 19 1992年7月8日より後に行われた先の国内、国際又は変更欧州特許出願の主題に関する実用新案登録出願では、当該先の出願を、その実用新案登録出願の基礎とすることができる。ただし、先の特許出願の出願日から遅くとも10年が経過する前に、回復の可能性なく先の特許出願が取下げ、放棄又は拒絶とされた後2箇月以内に、その旨の請求を伴い実用新案登録出願を行うことを条件とする。
- DUO Sec. 13(1), (3)  
14

手 数 料<sup>1</sup>

(通貨：デンマーク・クローネ)

## 特 許

国内手数料	3,000
翻訳文又は写しの遅延提出の追加手数料	1,100
10個を超える各請求の範囲の手数料	300
公告手数料	2,165
回復手数料	700
権利回復手数料	3,000
審判手数料 (DK.13参照)	8,000
行政再審査手数料	7,000
異議申立手数料	2,500
年 金：	
－第1～3年の各年分	535
－第4年度	1,190
－第5年度	1,350
－第6年度	1,510
－第7年度	1,730
－第8年度	1,950
－第9年度	2,215
－第10年度	2,485
－第11年度	2,760
－第12年度	3,030
－第13年度	3,300
－第14年度	3,575
－第15年度	3,900
－第16年度	4,225
－第17年度	4,550
－第18年度	4,880
－第19年度	5,200
－第20年度	5,525
遅延支払の割増料	適用される年金の20%
優先権回復手数料	3,000

1 更なる情報は <https://www.dkpto.org/about-ip-rights/prices-and-fees> の Prices and Fees を参照されたい。

**実用新案**

国内手数料	2,000
翻訳文又は写しの遅延提出の追加手数料	1,100
審査手数料	4,000
訂正実用新案登録の公告手数料	1,100
審判手数料	5,000
更新手数料	
－第1期	2,000
－第2期	3,000
遅延支払の割増料	適用される更新手数料の20%

**手数料の支払方法**

手数料の支払はデンマーク・クローネにより行わなければならない。すべての手数料の支払には国内出願番号（この番号が不明であれば国際出願番号でもよい）、出願人の氏名（名称）及び支払う手数料の種類を記載しなければならない。

手数料の支払は次の銀行に振り込むことができる。

Danske Bank  
Holmens Kanal 2-12  
DK-1092 København K.  
Reg. No. 0216  
Account No. 4069056296  
SWIFT: DABADKKK  
IBAN: DK6602164069056296  
EAN: 5798000025004

## 様式（附属書DK. II－IV）

国内官庁は次の書類を準備している。最新版及びその他の言語については国内官庁ウェブサイト（附属書B）を参照されたい。

附属書 DK. II 国内処理請求書

[https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax\\_II\\_dk.pdf](https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_II_dk.pdf)

附属書 DK. III 委任状

[https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax\\_III\\_dk.pdf](https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_III_dk.pdf)

附属書 DK. IV 譲渡証書

[https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax\\_IV\\_dk.pdf](https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_IV_dk.pdf)